○九州地方整備局告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号及び五百四号	霧島市国分上之段字片城二五六五番一九から同市国分上之段字片城二五六五番一八まで	九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十一日

○九州地方整備局告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	五十七号及び二百五十一号	雲仙市千々石町丙字龍下二二〇四番四から同市千々石町丙字太田二一七七番一八まで	九州地方整備局及び長崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十一日

○九州地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十一日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百一号	行橋市大字中津熊字岩田二九三番三から同市大字中津熊字ユウノコ四一一番一まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十一日

○九州地方整備局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百三号	唐津市厳木町本山字椋ノ木瀬二八五番二から同市厳木町本山字椋ノ木瀬三二四番一まで	九州地方整備局及び佐賀国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十一日

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年3月20日　近畿地方整備局長　池田　豊人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	24号	和歌山市鳴神字惣垣内607番6から同市鳴神字砂子1013番1までの上下線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、平成30年4月1日付けで、その指定を廃止するので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年3月20日　近畿地方整備局長　池田　豊人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	161号	大津市浜大津四丁目二番二四から同市浜大津一丁目一三番一までの上下線 大津市浜大津一丁目一三番一から同市浜大津一丁目一一四番二までの上り線